国土
平成2

（一社）情報通信設備協会会長　殿

土地・建設産業局建設業課

建設業法で認められる技術又は技能を有する者の的確な確認方

建設業法により、営業所における専任の技術者及び監理技術者
置技術者」という。）の要件については、建設業法第７条及び第
定められているところですが、先般、国家資格者証等を偽造した
に雇用され配置技術者になっていた事例が発覚しました。

当該建設業者の行為は、建設業法違反となることはもとより、
質の確保を損ねるおそれがあり、更に発注者からの信頼を失うこ
す。

こうした事例の再発を防止する観点から、建設業者が配置技術
用する際、又は、既に雇用している者の資格を確認する際は、建
な限り、当該雇用者等が有している資格を証明する証書の原本を
よう、貴団体傘下の会員へ周知方よろしくお願いします。

建設業法第7条及び第15条により定められている国家資格一覧

資格区分					
建設業法 「技術検定」	1級建設機械施工技士			職業能力開発促進法 「技能検定」	かわらぶき・スレート施工
	2級建設機械施工技士（第一種～第六種）				ガラス施工
	1級土木施工管理技士				塗装・木工塗装・木工塗装工
	2級土木施工管理技士	種別	土木		建築塗装・建築塗装工
			鋼構造物塗装		金属塗装・金属塗装工
			薬液注入		噴霧塗装
	1級建築施工管理技士				路面標示施工
	2級建築施工管理技士	種別	建築		畳製作・畳工
			躯体		内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工
			仕上げ		熱絶縁施工
	1級電気工事施工管理技士				建具製作・木工（選択科目「建具製作作成」）・カーテンウォール施工・サッシ施工
	2級電気工事施工管理技士				造園
	1級管工事施工管理技士				防水施工
	2級管工事施工管理技士				さく井
	1級造園施工管理技士			その他	地すべり防止工事（注2）
	2級造園施工管理技士				計装（注3）
建築士法 「建築士試験」	1級建築士			水道法 「給水装置工事主任技術者試験」	給水装置工事主任技術者
	2級建築士				
	木造建築士				
	建築設備士（注1）				
技術士法 「技術士試験」	（部門）　（選択科目）			消防法 「消防設備士試験」	甲種消防設備士
	建設・総合技術監理（建設）				乙〃
	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）			職業能力開発促進法 「技能検定」	（検定職種）{等級区分が2級のものは、合格後3年の実務経験を要する。}
	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）				建築大工
	電気電子・総合技術監理（電気電子）				左官
	機械・総合技術監理（機械）				とび・とび工・型枠施工・コンクリート圧送施工
	機械「流体工学」または「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」または「熱工学」）				ウェルポイント施工
	上下水道・総合技術監理（上下水道）				冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管
	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）				給排水衛生設備配管
	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）				配管（選択科目「建築配管作業」）・配管工
	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）				タイル張り・タイル張り工
	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）				築炉・築炉工・れんが積み
	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）				ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工
	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）				石工・石材施工・石積み
	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）				鉄工（選択科目「製缶」又は「構造物鉄工作業」）・製缶
電気工事士法 「電気工事士試験」	（免状交付後の実務経験）				鉄筋組立て・鉄筋施工（選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」）
電気事業法 「電気主任技術者国家	第1種電気工事士				
	第2種電気工事士（3年）				工場板金
	電気主任技術者（1種・2種・3種）（5年）				建築板金・板金工（選択科目「建築板金作業」）・板金（選択科目「建築板金作業」）
電気通信事業法 「電気通信主任技術者試験」	電気通信主任技術者（5年）				板金・板金工・打出し板金

（注1） 建築士法第20条第4項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格をいいます。

（注2） 地すべり防止工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には社団法人斜面防災対策技術協会（旧社団法人地すべり対策技術協会）が行う地すべり防止工事試験が該当します。

（注3） 建築物等に計装装置等を設備する工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人日本計装工業会が行う1級の計装士技術審査が該当します。